

関連用語集

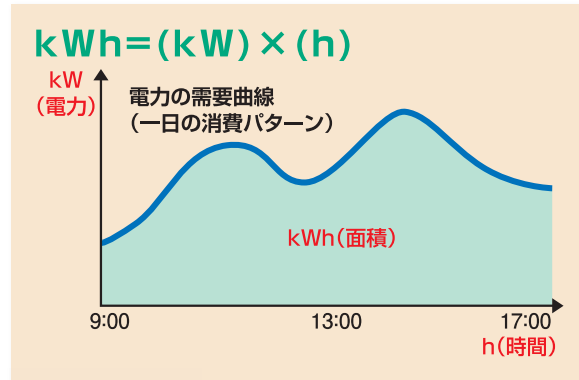
省エネ技術関連

電力と電力量とは…

A：エレベーターを動かしたり、照明器具をともしたりする電気の力の大きさを電力(kW)と言い、瞬間時の電気の大きさを表します。これに対して電力量(kWh)とは、電気の使用量のことをいいます。1kWhとは1kWの電力を1時間消費した場合の電力量です。これを式にすると次のようになります。

★電力量(kWh)=電力(kW)×時間(h)

ピーク時の電力(kW)削減と消費する電力量(kWh)の両方の削減のために節電がとても重要です。



出典:資源エネルギー庁

省エネ手続き関連

管理規約とは…

A：マンションで居住し、快適な生活を送るための基本的なルールのこと。マンションの維持・管理から生活する上でのマンションの使い方まで、様々なことが規定されています。国土交通省が規約のひな形として標準管理規約を作成しており、マンション内のトラブル未然防止や諸問題の解決のために多くのマンションで採用されています。規約の内容は、各マンションの実情に合わせて総会決議により改定を行います。

★マンション標準管理規約(単棟型) <https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001417732.pdf>

共用部分とは…

A：共用部分とは専有部分以外の建物の部分や専有部分に属さない建物の附属物などをいいます。通常は管理規約により管理組合が管理することになっています。

共用部分の範囲(「標準管理規約別表第2」より引用)

- 1 エントランスホール、廊下、階段、エレベーターホール、エレベーター室、共用トイレ、屋上、屋根、塔屋、ポンプ室、自家用電気室、機械室、受水槽室、高置水槽室、パイプスペース、メーターボックス(給湯器ボイラー等の設備を除く)、内外壁、界壁、床スラブ、床、天井、柱、基礎部分、バルコニー等専有部分に属さない「建物の部分」
- 2 エレベーター設備、電気設備、給水設備、排水設備、消防・防災設備、インターネット通信設備、テレビ共同受信設備、オートロック設備、宅配ボックス、避雷設備、集合郵便受箱、各種の配線配管等専有部分に属さない「建物の附属物」
- 3 管理事務室、管理用倉庫、清掃員控室、集会室、トランクルーム、倉庫及びそれらの附属物

※共用部分の範囲はマンションによって異なりますのでそれぞれの管理規約で御確認ください。